二本松自治会会計規程

(予算の作成)

- 第1条 予算は、項および目に分けて作成しなければならない
 - 2. 予算の支出の部には、総支出の二割を超えない範囲で、予備費を設けることができる。 (予算の流用)
- 第2条 支出に際し、一つの項の予算を他の項に流用する必要が生じたときは、あらかじめ役員会の承認を受けなければならない。
 - 2. 同一項内の科目相互間の流用は、役員会の審議を経て行うことができる。

(予備費の支出)

- 第3条 予備費の支出は、会計が会長の承認を得て行うこととする。ただし、三万円を超える場合には 役員会の承認を要する。
 - 2. 前項に規定する承認は、事前に得ることを原則とするが、緊急を要する場合には、事後承認によることができる。

(会費の保管)

- 第4条 二本松自治会会則第27条に定める手元保管金の額は、役員会の定めるところによる。 (決算報告)
- 第5条 会計はその任期満了後一ヶ月以内に任期中の収支について、決算報告を作成し会計監査を求めなければならない。
 - 2. 会計監査委員は、前項の決算報告に監査の結果を付して、総会に報告しなければならない。
 - 3. 前項の報告を受けたときは、これを適切な方法で会員に知らせなければならない。

付 則

この規程は、平成9年5月11日から施行する。